

## 平成30年度茨城県地域枠修学生等臨床実習受入推進事業補助金実施要綱

### 第1 目的

茨城県医師修学資金又は茨城県地域医療医師修学資金の貸与を受けている者が、在籍している各大学のカリキュラムに沿った臨床実習を県内医師不足地域の医療機関で実施する場合に、その経費の一部を補助することにより、同地域の医療機関での臨床実習の実施を促し、同地域及び同地域内の医療機関への理解を深めるとともに、他大学の学生と交流する機会を設けることで、将来における県内定着を促進することを目的とする。

### 第2 補助対象者

茨城県医師修学資金又は茨城県地域医療医師修学資金の貸与を受けている者であつて、在籍している各大学のカリキュラムに沿った臨床実習を県内医師不足地域の医療機関で実施する者。

### 第3 補助対象経費

医師不足地域の医療機関で実施する臨床実習に係る宿泊費及び交通費。

宿泊費については、臨床実習を実施する医療機関の宿泊施設が無償で使用できず、有料で使用した場合及び近隣の有料宿泊施設を使用した場合に、1泊につき3,000円とする。ただし、実支出額が3,000円を下回る場合は、当該実支出額とする。

交通費については、臨床実習を行う者の現住所地から臨床実習を実施する医療機関までの往復分とし、一般行政職1級の職員の受ける額と同一とする。

### 第4 その他

この要綱に定めるほか、この事業に必要な事項は別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。